

環 政 第 2 2 9 8 号
平成19年3月13日

金沢市長 山出 保 様
(金沢市環境総務課扱い)

石川県知事 谷本 正憲

金沢市西部クリーンセンター新工場建設事業に係る環境影響評価準備書
についての環境保全の見地からの意見について

平成18年9月28日に送付された標記環境影響評価準備書について、ふるさと石川の環境を守り育てる条例第217条第1項の規定により、別紙のとおり意見を述べます。

(事 務 担 当)
石川県環境安全部環境政策課
規制指導グループ 堀 (4219)
TEL:076-225-1463
FAX:076-225-1466
Email:horish@pref.ishikawa.lg.jp

金沢市西部クリーンセンター新工場建設事業に係る
環境影響評価準備書についての意見

金沢市西部クリーンセンター新工場建設事業に係る環境影響評価準備書について、環境保全上の技術的見地から審査した結果、環境影響評価準備書の内容は、概ね妥当である。

しかしながら、評価書の作成及び事業の実施にあたっては、下記の項目について十分配慮し、環境保全に万全を期されたい。

記

(1) 大気汚染

建設工事の実施中は、粉じん等の周辺への飛散防止のため、工事箇所の周囲をシートで囲う等の配慮をすること。

また、ダイオキシン類等の排出監視のため、定期的に検査を実施し、計画との適合状況を確認し、計画以下の値にすること。

(2) 騒音・振動

敷地周辺には、住居が密集しており、工事にあたっては低騒音・低振動型建設機械を使用すること。

また、ごみの搬入・残渣等の搬出及び施設の稼働における環境保全目標を「現況を悪化させないこと。」とし、定期的に騒音、振動の測定調査を実施し、必要に応じて対策を講じること。

(3) 悪臭

施設の稼働にあたり、苦情の未然防止対策として、臭気防止対策を実施すること。

(4) 水質汚濁

環境保全目標を「現況を悪化させないこと。」とし、濁水が河川に流れ込むことのないよう水質汚濁防止対策を講じること。

(5) 土壌汚染

土地造成のために外部から土壌を持ち込むにあたっては、「ふるさと石川の環境を守り育てる条例」に規定されている土壌基準に適合した土壌を使用すること。

また、煙突排ガスによるダイオキシン類の環境影響について、環境保全目標を

「現況を悪化させないこと。」とし、評価すること。

(6) 水利用

周辺地域での冬季の地下水水位の変動は著しいものがあり、隣接の下水処理水の利用や施設からの排熱を利用して、地下水揚水量を減らす措置を検討すること。

(7) 景観

建物の配色については、周辺環境と調和のとれた色にすること。

また、周辺環境や景観維持に配慮して、裸地には樹木の植栽等により緑化を計画すること。

(8) 廃棄物等

焼却灰の灰溶融処理で出る溶融スラグの再利用に努めること。

また、運転管理の徹底により、廃棄物の減量に努めること。

(9) 温室効果ガス

工事中の温室効果ガス発生量について、温室効果ガス削減対策を明らかにすること。

なお、評価書の作成にあたっては、最新の排出係数をもちいて、排出量、削減量の見直しを行うこと。

以上